

# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(書類送付先) 〒731-4393 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号 坂町総務部税務住民課

※個人番号又は法人番号を記入していただくのは、平成29年1月1日以降に給与の支払いを受けなくなったものに係る届出からです。

(あて先)  坂町長  年 月 日提出	フリガナ							特別徴収義務者 指定番号	
	名称	(印)							
	個人番号又は 法人番号							この届出書に応答される方	
	所在地							氏名 電話	課 係

給与所得者		(ア) 年 税 額	(イ) 徴 収 税 額	(ウ) 未徴収税額	(エ)の納付方法	異動事由	1月から退職時 までの給与支払額
フリガナ		特別徴収税額  円	月分から 月分まで  円	月分から 月分まで  円	A. 特別徴収継続 B. 一括徴収 C. 普通徴収 (理由) ※理由は裏面7(3)を 参照して下さい	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. ( )	円
氏 名	旧姓 ( ) M・T・S・H 年 月 日						
個人番号					円	円	円
給与を受け なくなった 後の住所	〒 (連絡先 - - )				A・Bの場合は 下記にも必ず記入 してください。	平成 年 月 日	円

A. 特別徴収継続の場合			B. 一括徴収の場合		
新しい勤務先	指定番号	新規	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)
	受給者番号				
	フリガナ		・	円	円
	名称		・	円	
	所在地等	〒	◎徴収税額は 月分で納入します。 ( 月 日納期分)		
	電話	- -	(注) 例えば、 8月分とは9月10日納期分のことです。		
新勤務先へは、月額 円を 月分から徴収するよう連絡済です。			給与所得者印	(印)	

※坂町記入欄	
確認欄	
入力	/
入力 確認	/

☆1月1日から4月30日までに給与の支払を受けなくなった場合は、申し出がなくても必ず一括徴収してください(地方税法第321条の5②)。  
国外転出の場合もできる限り一括徴収で納入してください。